

民と官の連携による公共サービス改革検討委員会議事録
(平成21年度第1回目)

- 1 開催日時 平成21年5月27日(水) 午後2時 ~ 午後4時45分
 2 開催場所 富士見市役所 2階 市長公室
 3 出欠状況

阿部委員	市川委員	伊藤委員	河村委員	福嶋委員	船生委員
	欠				欠
星野市長	奥村副市長				
事務局 (政策財務課)	総合政策部長、政策財務課長、同課主査、同課主査、同課主査、同課主任				

- 4 議 題 (1) 委員長及び副委員長の選出について
 (2) 民と官の連携による公共サービス改革検討委員会の設置について
 (3) 事業仕分けについて
 (4) その他

5 議事内容

<p>1 開会 2 市長あいさつ 3 委嘱状交付 4 自己紹介 5 議事</p> <p>(1) 委員長及び副委員長の選出について 【資料】富士見市民と官の連携による公共サービス改革検討委員会設置要綱 事務局：設置要綱の内容について説明後、委員長及び副委員長の選任を依頼 委 員：福嶋委員を委員長に、阿部委員を副委員長に選任することを決定 事務局：以後の会議の進行を委員長に一任</p> <p>(2) 民と官の連携による公共サービス改革検討委員会の設置について 【資料】・民と官の連携による公共サービス改革検討委員会会議資料 ・富士見市の現状 事務局：資料に基づき、市の現状と今後の見通し、委員会の検討テーマと今後のスケジュール予定について説明 【質疑】 委 員：指定管理者制度と業務委託の違いは。 事務局：指定管理者制度は施設そのものを委託して業務を行わせるというものであります。 委 員：老人福祉センターのように民間(指定管理者)に委託をすると、経費の圧</p>

縮がされるのか。

事務局：従来、公共施設は、市又は公共的な団体しか管理をすることができませんでしたが、地方自治法の改正により、公共施設の管理を民間に委託することができるとされました。指定管理者制度を導入したことにより、市が行っていたときよりも経費が下がっています。これまでで、一番削減額が大きかったものは、老人福祉センターで、従来市の直営事業として実施していたことも影響し、人件費込みで約6000万円以上の削減効果を挙げることができました。

委員：今後、指定管理者制度を導入しようとしているセクションの職員数は。

事務局：図書館全体（中央図書館とふじみ野分館）で18人、児童館と児童活動センターで5人います。資料館については、市民参加により事業を実施していることもあるため、今後も導入するか否かを検討していきたいと考えております。

委員：人事計画との整合性をもった計画（将来の配置計画）でないと厳しいのでは。また、単に職員数の削減をするのではなく、将来的に職員をどのように配置するから、これだけの職員数の削減ができるかとあるべきではないか。また、職員の構成等のデータが欲しい。

委員長：委員よりご指摘のあった点については、22年度の検討テーマとして掲げられている市民・企業等との連携について検討をするときに考えるべき事項ということになると思います。

委員長：委員会の役割は、補助金の交付基準を作成することが主なのか、それとも、1件1件の見直しを含めて補助金の支出が適正か否かを検討することが主なのか。

事務局：補助金の見直しをするためには、まずは、見直しをするための現状分析を行い、その後に見直し基準を策定し、次に新しい補助制度の検討も含めて補助金の見直しをしていくことになると思います。これらの作業をすべて今年度内に行うことは、スケジュール上、厳しいと考えております。また、1件ごとの見直しをするかについては、そのようにすることが公正・公平の観点からも望ましいとは思いますが、その他の手法も含め、委員会の中で議論いただきたいと思います。今回のスケジュールについてはあくまでも案として考えていただきたいと思います。

委員：補助金の内容を1つ1つ見てから、最終的に基準案をまとめた方がよいのでは。

委員長：補助金の見直しは、現状把握、見直しをするための基準づくり、そして1件1件の補助金の内容確認という流れになると思うが、第3回目の会議で補助金の現状分析を行い、委員会の役割、今後の方向性について議論していけばよいと思います。

事務局：今回提示した内容は、事務局案となるので、今後、これらを含め委員会で検討していただければと思います。

委員：行政が仕事を効率的にするために補助金を支出しているということであれば納得のいく補助金であるが、民のやるべきところに行政が補助金を支出して事業を実施するということはあってはならない。

(3) 事業仕分けについて

【資料】・「行政の事業仕分け」について 現場からの行政事業の総点検

- ・平成21年度予算事業一覧
- ・事業仕分け実施概要
- ・事業仕分け対象事業候補一覧・調査表

委員：資料に基づき、事業仕分けの仕組み、ねらい、他自治体の事例等を説明

委員長：委員の説明の補足となりますが、指定管理者制度は税金を投入して民に実行してもらうという事項であるため、事業仕分け上は、あくまでも「官」の行う範囲に属するものとなります。また、一般的に行政改革というと、人件費や物件費等をどうするかという視点で行うものですが、事業仕分けでは、事業そのものを誰が行うべきかという視点で見直しを行うものです。

事務局：資料に基づき、本市で実施する事業仕分けの具体的な日時、実施体制、実施方法等について説明

【質疑】

委員：事業仕分けの最終評価者は、事業仕分け人と市民判定人のどちらになるのか。

事務局：最終評価者はあくまでも事業仕分け人であり、市民判定人は参考評価意見にとどまるものと考えている。しかし、市民判定人の意見をどのように活かしていくかについては、未だ検討中でもあるので、できれば、委員のご意見を伺えればと思います。

委員：事業仕分け人5人で評価するのではなく、この仕分け人5人と市民判定人1人を加えた計6人で最終評価をした方がよいのでは。

委員長：事務局案のとおり事業仕分けを実施するということであれば、担当課と事業仕分け人の議論を聞いた上で、市民判定人が評価を下すスタイル（事業仕分け人は評価せず。）にすべきだと思います。

委員：課題は、市民が事業仕分けにどのようにかかわっていくかということになるので、事業仕分け人は最終評価を下さず、市民判定人が最終評価を下すということでもいいと思います。過去の事業仕分けで、事業仕分け人の評価後に市民に意見を求めたところ、市民の意見が事業仕分け人の追認評価となってしまった事例もあります。

委員：事業仕分け対象事業候補一覧に補助金が入っているようですが、これは、事業仕分けに基づく評価をモデルケースと捉え、今後の補助金の見直しにつなげていくということでもいいですね。

委員：異議なし

委員：事業仕分けにおける説明者は、課長か。

事務局：実務を担っている副課長や主査が説明者になると思います。

委員長：対象事業を見ると、他の課でも同様の事業を行っている場合もあるので、複数の事業をまとめて事業仕分けする方がより効果的であると思う。

委員：委員長の意見のとおり実行するときには、メインとなる課を1箇所定め、質問がでたら随時所管の担当者に対応するというだけでもよい。

(4) その他

第2回・第3回の開催日時を次のように決定

・第2回 6月4日(木)午後2時から

・第3回 6月18日(木)午後2時から

事務局：委員の所属・役職等を資料のとおり公表してよいか確認

6 閉会